

かわらばん

第5号 2016年2月6日



平和的生存権と生命・幸福追求の権利

—日本国憲法と2015年安保法制—

ユンカーマン監督作品

映画「日本国憲法」を視聴して考える

お話：志田陽子さん（武蔵野美術大学教授）

一票で変える女たちの会 第2回ミニ講座 2015年9月29日

憲法とは国家が守るべきルール —立憲主義—

憲法というのは国家が守るべきルールです。今日の映画で、ジョン・ダワーはじめ、いろいろな人がとても雄弁に語っていました。「日本の民衆が元々作っていた進歩的な憲法草案があった。でも今から七〇年前の日本政府は、それを吸い上げてい

くという民主主義的な発想を失っていた。だから民間の憲法案を吸収して、政府に押しつけたのだ」と。全くそのとおりです。国民が押しつけられたのではなく、国民が考えてきた事を政府に押しつけたという意味では「押しつけ憲法です」が、フランス憲法も民衆が当時の政府に押しつけたという事では同じですし、アメリカ合衆国憲法も、南北戦争後に採択した奴隷制の廃止と人種の平等を定めた修正条項は、この戦争に負けた南部の人々から見れば、押しつけられた憲法ルールです。それでも主権者が「これは国家として守らねばならない」と真剣に合意したルールだから、国家がそれを守り、実現する責任を負うのです。このように、憲法は国民が国家に「守りなさい」と命じているルールです。

これは家に例えれば、土台や、一番太い柱の部分にあたります。例えば今日はパワーポイントを使いますが、昔だったら多分、もつと古いタイプの映写機とスクリーンを使ったと思います。新しい映像設備のために「この壁を少し直しましょう」というようなことは、技術の進歩とニーズに応じてやっていっていいことです。この壁の奥にある鉄筋の柱をいじろうとしたら、屋根や天井が崩れるかもしれない。私たちはここで普通に暮らせなくなるかもしれない。そういう土台や柱に当たるのが憲法です。その土台がルールとして守られており、この建物はしつかりしているという安心感の上で私たちが何をするかを民主的に話し合っていて決めていく。これが《多数決で決めてしまえば何でもあり》という粗野な民主主義とは違う、《立憲民主主義》というあり方です。

立憲主義の危機

安全保障法制の骨子

新しい安全保障法制が、先日九月一九日に形だけ成立しました。形だ



志田陽子さん
武蔵野美術大学 造形学部教授。専攻：憲法、
言論法。博士（法学）。研究テーマ：アメリカ
における「文化的争点」と憲法理論、憲法判
例について（プライバシー権、表現の自由、平
等保護を含む）、表現の自由と知的財産権。著
書に『映画で学ぶ憲法』編著、法律文化社、
2014年、『表現者のための憲法入門』武蔵野
美術大学出版局、2015年など

けというのは、今、議決不存在の確
認を求める請願が沢山行われてい
て、私もその議決不存在の見解を共
有するので、「形だけ可決された」
という言い方をしたいと思います。
これは合計で一一の法案を一括審議
し、採決したものです。これには大
きく二つの柱があります。まず一〇

の法律の改正を含む「平和安全法制
整備法案」です。日本の平和、自衛
をどうするかについて集団的自衛権
を認めた部分がこのに入ってきてま
す。もうひとつは「国際平和支援協
案」で、国連PKOへの後方支援協
力の内容を定めた新法です。

何が問題か

議論の焦点は、「集団的自衛権の
行使容認」による「武力行使の要件」
の拡大と、「後方支援」の内容の拡
大です。

まず集団的自衛権の行使につい
て、「自衛隊法」と「武力攻撃事態法」
には、これこれの事態では「武力を
行使」と書かれています。とこ
ろが日本国憲法には、武力の行使と
威嚇はしない、とあるので、内容が
真正面から衝突します。これについ
て政府は、国の存立のための正当防
衛として仕方がない、これは憲法を
超えた国家固有の権利として認めら
れるはずだ、と説明しています。正
当防衛として考えるとしても、ここ
で国家を個々の人間と同じものとし
て擬人化してしまっていることには
問題があります。現実の個人が、自
分が襲われたとき自分の命を守るた

めに必要な限度でのみ認められるの
が正当防衛です。これを理由とする
ならば、現に生命の危機に瀕してい
る現実の個人を守るために、国家が
この個人に代わって最小限度の行為
をする、ということしか認められな
いはず。そうすると、日本国に
おいてそのような現実的危機が発生
していない状態で、襲われている他
国を助けるために武力を行使したり
戦闘の後方支援をしたりすることは
認められない、というのが道理とな
るはず。

次に後方支援の内容の拡大、特に
弾薬の運搬について、大きな問題が
あります。今までは武器弾薬の運搬
や提供は禁止されていました。これ
に対して今回の法制では、武器の禁
止は法文上残しましたが（武器輸出
のことは後でお話します）、弾薬類
は消耗品ということで提供OK、と
いうことになりました。その弾薬の
中に劣化ウラン弾が含まれる可能性
がある、これも「禁止されていない
い」という答弁が八月にあり、大き
な問題であることが明るみになりま
した。

「武力行使」そのものも、「後方支
援」の一環としての物品提供も、活

動中に襲われたときの自己防衛のた
めの「武器使用」も、実際に行つて
しまえば日本国憲法九条と前文の平
和的生存権に反する事態が起きるの
を防がない内容です。また、その決
定の仕組みに立憲主義のルール（と
くに「シビリアン・コントロール」）
が組み込まれているとはとても言え
ません。国会答弁では、内閣が総合
的に判断するとの答えが繰り返され
ましたが、これは憲法の仕組みの考
え方に全く反するものです。

政府からの説明で、「戸締りは当
然に必要な」という話が国民に向け
て繰り返し語られたことも、記憶に
新しいと思います。国家のあり方を
建物の戸締りにたとえるのはもとも
と無理な話です。そのたとえを本当
に使いたいなら、日本国の国境上に
高い塀を築き、人が住む陸地を壁や
屋根で覆った上で話をしなければな
りません。「戸締り」というのは、『ド
アや窓を閉めて鍵をかけること』で
す。私たちは自分の家を守るという
ときに、それを超えて玄関や庭にミ
サイルを仕掛けたり、爆薬や銃をス
タンバイしたりするでしょうか。「戸
締り」ということで言えるのは、攻
撃を受けた時にその攻撃が国内の国

民に及ばないようにブロックするに
はどうしたらいいかというところま
でが限界です。「それでは、やられつ
ばなしじゃないか」と言いたい人
は多いと思います。しかし、その感
情に敢えて「待った」をかけている
のが日本国憲法です。「悔しいから
やっちゃえ」という発想はきつちり
封印する、というのが、二度と「戦
争の惨禍」を起こさないと誓ったこ
との意味でしょう。私たちにとつ
て、情報収集は必要ですし、戦闘を
伴わず純粹に人命を助けるという意
味での人命救助も必要です。不発弾
が地下で見つかったときにそれを処
理する仕事は今も自衛隊が行って
いますが、これらも違憲ではないと思
います。憲法学者の多くも、自衛隊
の災害救助活動などについて違憲だ
と言っているわけではありません。

大震災のときの救助活動など、《福
祉型危険任務》と呼ぶべき仕事が国
家にはあり、憲法二五条に照らして
も、これは国民のために必要なこ
とです。

ただし、これを「自衛隊」という
事実上の軍事組織に担わせ続けるこ
とは憲法の趣旨に沿うものではな
く、疑問です。今のままではそちら

の仕事をしたという意志をもつて
自衛隊に入隊した人たちも、ここで
憲法問題と考えられている任務、戦
死者が出るだろうと考えられている
任務に利用されることになります。
自衛隊員の職業選択の自由や平和的
生存権からしても非常におかしい法
律が、成立してしまっただと言えま
す。

究極の答

本当に命が危ない時は、逃げるし
かない。これが究極の答えです。国
民の生命が危ない、だから反撃、と
いうことになれば、相手はもつと強
いものを出してきます。そうして無
限にエスカレートするのが戦闘で、
これは正式に宣戦布告をした戦争で
も、反射的な軍事的衝突として起き
た武力紛争でも同じでしょう。そう
なった時にもつと強い力で抑え込む
のだという攻撃型・破壊型の抑止力
論に頼っているのは、いざ衝突が起き
ると、抑止力として頼みにしていた
軍事力でお互いに危険と破壊をエス
カレートさせることになります。そ
ういう時にはもう逃げるしかない
でしょう。だから《国民の生命を守

るために国は法制度を考えなおす必
要がある》ということの本当に言い
たいならば、国民保護法の見直しや
核シエルトを自治体に一個ずつ
造って、「国民はいざとなったら一
分でそこに駆け込んで下さい」とい
うようなことを真剣に検討しなけれ
ばならないはずなのです。スイスで
は、実際に酪農家が万が一のための
核シエルトを持っています。日本
でも、もしも本当に「存立危機事態」
といった話をしたいのならば、そう
いう話をすべきなのですが、それと
は関係のない方向で議論が行われて
きました。

「平和安全法制整備法案」はなぜ憲 法違反か、武力行使の問題点

自国民を守るために他国のための
武力行使と戦闘後方支援をするとい
うのが今回導入された集団的自衛権
行使ですが、日本国憲法のもとでは
従来までの個別的自衛権の範囲が限
界ではないか、自衛隊そのものも憲
法違反の疑いがある中で百歩譲って
認めているわけだから、そこまでが
限界だ、というのが大多数の憲法研
究者の見解だと思えます。「集団的
自衛権行使が自国民の自衛のために

必要な事態がある」という説明のた
めに使われていた想定例が国会答弁
で最後は消えてしまったことも大き
な問題です。現実に真正の必要がな
いなら、憲法の要請に抵触する政策
転換を正当化することはできません。
集団的自衛権を行使する前提と
しての「存立危機事態」についても、
それが何を意味するのかが曖昧なま
まで審議が進みました。

後方支援拡大・その問題点

後方支援については、弾薬の提供
や運搬が認められ、しかも八月には
核が排除されないという答弁があり
ました。ということは、理論上は、



今後万が一日本が非核三原則を捨てることになったら、核爆弾も提供できることになり得ます。武器の提供は今回の法制では禁止されていると先ほど言いましたが、こちらのほうはすでに平時から外国に提供できるのです。二〇一四年の四月の閣議決定で、武器輸出はすでに解禁されてしまっているからです。だから先に輸出しておいたメイド・イン・ジャパンの戦闘機やミサイルに、メイド・イン・ジャパンの弾薬が搭載される、ということが起きるわけです。これは日本国の国是として、あるいは日本国民の良心の問題として、できないことではないでしょうか。

日本とアメリカとの間で決める重要な影響事態でも、PKO活動への協力でもこの種の「後方支援」があるわけですが、活動地域についても戦闘を今やっている地域以外であれば、そうした地域のすぐ横でも活動ができるというように活動範囲が広がるので、弾薬を直接に渡すことができます。こういう活動をしている自衛隊員を、敵側は当然、戦闘の手伝いしていると見ますから、そこを攻撃されるでしょう。自己防御のための「武器使用」は認められて

いるので、攻撃されれば反撃するでしょう。そうなれば結果的には本物の戦闘状態になるでしょうから、今回の法制で導入された後方支援活動のうち「戦闘ではない」と説明されている物品の提供・運搬も、憲法九条と憲法前文が国家に回避を命じている武力衝突の必然的な引き金になると考えられます。

日本は自然災害が多い国で、災害時に自衛隊員を頼りにする可能性が高く、自衛隊員が災害救助で活躍することを高く評価し、感謝している人が大勢います。その自衛隊員が武器弾薬を渡しに行つて、攻撃されて死ぬということが起きたら心が痛む、自衛隊員の命を無駄に使わせてはいけないという角度から、これをやめさせようという声が一般市民の



間で高まっています。日本人の良心が自衛隊員への心配として出てきている、これはとても大事なことだと思えます。

人権論の誤用に歯止めを

「武力行使の高三要件」に含まれている憲法上の人権

政府は、平和的生存権、幸福追求権、生命権の三つの権利を今回の集団的自衛権行使の必要性を説明する根拠としています。武力行使をすべき時として考えられているのは、まずは日本が本心に攻撃をされたとき（「武力攻撃事態」）に反撃をするという、従来からの個別的自衛権型の反撃です。これに対して今回の法制は、その他にも集団的自衛権行使の必要がある場合を類型化して道を開こうというものです。その中で、国民の平和的生存の権利と生命・幸福追求の権利が根底から脅かされるような事態があれば「存立危機事態」と認定する、との説明が繰り返されていますが、そこには憲法の人権論から見ると大変な間違いが含まれています。

平和的生存権

平和的生存権というのは、今観たエンターマンの映画にも出てきたように、七〇年前の終戦時に、人々が戦闘に巻き込まれて命を落とす状況は二度と引き起こしてはならないという決意から、日本はもう軍事には手を染めないことを《国民の側の権利》として確認したものです。ですから国民の平和的生存権を守るためには軍事に頼るのもやむなしというのは、矛盾です。そしてこの権利は「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」と、権利の主体が《全世界の国民》になっています。全世界の平和を日本一国がただちに実現するというのは理想論と言われても仕方がないですが、ここからは少なくとも他国のとくに民間人に巻き添え被害を出さないように、戦闘を可能な限り回避する義務が求められていると言えます。だから日本国内で自分自身に弾が飛んで来た時、これをやめさせるための反撃はあり得るかもしれませんが、正義のための戦争と称して他国へ弾薬を提供し、それが空爆に使われ民間人に被害が出るという状況を作つてはな

らないのです。正義の問題は軍事以外のところで解決する。平和的生存権というのは軍事行動を回避するための原則であって、軍事行動の根拠にしてはならないのです。「国際社会にもっと協力して積極的に平和を守る」という課題は、「恐怖と欠乏からの自由」をどう確保するかというところで担うべきです。例えば難民への支援をどうするかといった課題が目の前にあるわけです。

生命権・幸福追求権

政府の説明や答弁の中では、国民の生命が脅かされているときにこれをどうするのだ、ということが言われていますが、先ほども述べたように、そんな事態が現実には起きたら、答は《逃げること》です。軍事力増強よりもその方向の議論のほうが先になるはずですが、これが聞こえてきません。

幸福追求権の話はもつと問題です。幸福追求権の根本の意味は、各人の幸福や《人生の意味》は各人各様のものなので、国家が《人生の意味》を押しつけてきた時には「お節介はいりません」と言える権利、ということ。例えば「石油が安定

供給されれば、みんな安いエネルギーで豊かな暮らしができるよね、それが幸福だよ、だから自衛隊がホルムズ海峡に行きますからね」と言われた時に、国民の何割かは「それで巻き添え被害を他国に出すかもしれない」としたら、私はそれを幸福とは思わない」と思うかもしれない。そう思う人々の幸福追求権は無視されているのか、という問題が起きます。だから幸福追求権を根拠に軍事行動を起こすというのは、筋違いです。もつと怖いのは、幸福追求権はそれまでなかった権利を解釈によって生み出すことのできる「包括的権利」と考えられてきました。プライバシー権や肖像権などがこれを根拠にして生み出されています。これを軍事行動の根拠に据えるということ、政府が新しい権利を解釈であれこれ生み出してしまっておそれがあるということになりかねません。そのように曖昧で広汎・多義的な意味をもつ概念を軍事行動の根拠にしてはならない、ということは確認しておきたいと思います。

全体に通じる憲法問題

「自衛のために必要だ」と言われ

ても、結果的に日本国憲法九条が禁じるような武力行使に至ってしまう可能性がとても高い、そこを防げないのではないかとということ、私たちは厳しく問題にすべきです。それから現地に派遣される自衛隊員の権利を、同じ国民として放つてはいいですね。これは、基地の周りに住んでいる沖縄の人たちの生命や平和的生存権への心配にもつながります。アメリカ、オーストラリアなどの事実上の軍事同盟国がどこかの国と敵対関係になった時は、日本の軍事基地は当然攻撃されるでしょう。また、日本の一般市民を巻き込むテロ攻撃が起きる可能性も考えておく必要があります。攻撃手段の発達と多様化により、基地周辺の人々が被ると考えられる危険は、国民全体が十分に被る可能性のある危険となつているわけです。そういうところから、私たちは自分が日ごろ接していない人たちの権利の問題をリアルに考える機会をもらっているのだと思います。私たちが真剣に考えないと、沖縄の人々が日本国を見限って独立したいと思ったとき、それを引き留める資格は私たちにはないことになつてしまいます。

民主主義と人権——「このなりゆきを選んだのは、国民自身」か

立憲民主主義の意味

「このなりゆきを選んだのは国民自身ではないか」と言われることがあります。それは反省の言としては正しいけれども、「だから国民には今さら意義申し立てをする資格はない」という意味で言われているとしたら、それは違います。私たち国民が選んだ政権であっても、立憲主義の枠組みを踏み外すことについては「ダメです」と言えます。今回の集団的自衛権行使を内容とする各種の法律は、内容において立憲主義の枠組みを踏み外していると考えられるのですから、国民はさまざまなるルートで「ダメ出し」をすべきです。また、手続的にも、九月一七日の議決はまともな議論を尽くしたとはとても言えない状態の議決で、議事録に何が決まったかが書かれていませんでした。これでは国民の「知る権利」も無視しています。このように、決めた内容も、決め方も、立憲主義の枠組みを踏み外しているので、認めることはできないはずです。

請願権

今、様々な団体が国会前のデモや署名活動や、集めた署名を添えた請願書提出を行なっていますが、これは日本国憲法二二条「表現の自由」と一六条「請願権」で保障される、正当な活動です。これは参政権ルートで決めた決定に対して、後から私たちが「それはやめてほしい」とか「この方向で考え直してほしい」と思った時、その要望を伝える権利がある、ということ。政府の側にはそれを実現する法的な義務はありませんが、請願法には誠実に処理する義務が書かれています。ですから、選挙で選んだなりゆきがおかしいと思った時、請願権のルートで軌道修正を求めることは大切な事です。そして「その署名にはこういう意味がある」という知識を共有することが大切です。その一場面として、今日私もこうした勉強会に呼んで頂いています。

次の世代のために一人一人の「良心」を国政に反映させる必要性

それから私たちの良心の問題として、ぜひ、武器輸出の問題を考えて

ほしいと思います。たとえば無人機は、パイロットが命の危険なしに空から攻撃できるといいますが、この誤爆の被害が非常に多く、民間人がドローン爆撃によって殺傷されているという問題があります。こうした状況を受けて二〇一三年に国連で、無人機は非人道的な兵器であると非難スピーチが行われました。またアメリカではこの無人機のパイロットたちがPTSDになってしま

い、それで軍を辞めた人がかなり出ている、という報道にも接しました。自分が命の危険にさらされていないのに人を攻撃したその行為によって精神的に参ってしまう、これは人間に《良心》があることを示す証拠でしょう。良心に反する殺人を指一本でやることに耐えられなくなる人が出ている状況は、重く受け止めるべきです。

日本は今、経済倫理としての武器輸出禁止原則をやめて武器輸出を解禁してしまいました。これをもう一度考え直して武器輸出禁止原則のところから国の柱を立て直し、非核原則もなし崩しに見失われることのないように、考えていくべきだと思います。日本の平和国家としての世

界からの信頼を、今ここで投げ出しではいけない。ユンカーマンの映画の中でも、いろんな人たちがこの重要性を語っていました。

日本の平和国家としての信頼と名譽を守る道を模索する主体は、主権者である国民

最後に私が付け加えたいのが、名譽という言葉です。日本国憲法前文に「国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ」と書かれています。平和国家として再出発し、信頼を回復するのだという決意を込めた文書の中で語られる「名譽」というのは、非武装で平和国家として生き抜くことだと思えます。それはもちろん、容易なことではなく、明日一足飛びに実現できることではないのかもしれない。しかし、日本が様々な技術力でその道を模索し、国際環境を改善していく働きを真剣にやって、非武装のまま生きていく国際環境を作ることができたら、これは世界中から感謝される快挙です。軍事活動を解禁することで国連常任理事国入りを模索するよりも、はるかに高い名譽です。目標として、そういう高いものが、日本国憲

法には込められています。一足飛びに実現はできないことかもしれないけれども、だからこそ、勉強会や映画を観るなど様々な努力をして、主権者である私たちが心の中にその目標を持ち続けることが大切だと思います。



『一票で変える女たちの会』かわらばん
*ネットやメールを利用されない方には印刷版をお届けしています。

ネットでご覧になる方も、ぜひ印刷してご友人・知人の方に紹介してください。

★投稿大歓迎!

本や映画の紹介、地域での活動報告、選挙や地域の政治の動き、情報、ご意見なんでもお寄せください。(一本について二〇〇字〜二六〇〇字)

投稿先:

1pyodekaeru@gmail.com

郵便の場合

〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1-1

東京ボランティア・市民活動センター

メールボックスNo. 45

FAX: 03-5684-1412

映画「日本国憲法」

監督：ジャン・ユンカーマン

制作（株）シグロ

2005年 78分



【日本語字幕版】DVD（リーフレット付き）

¥2,800（税込）

購入申し込みは（株）シグロのホームページから：

<http://www.cine.co.jp/kenpo/order/index.html>

The constitutions of Japan

平和憲法と、それに守られている人権は、空気のようなものである。私たちはそれらを当然のものと感じ、ことさら考えてみる事ができない。現在の改憲論議は、私たちに憲法の意味をふたたび気づかせてくれる。日本に住み、日本で働き、日本で家族を育てているすべての人にとって、それがなぜ、どのようにして書かれたのか、そしてどうすればその精神を守り、広げていけるかを考えるよい契機となる。

（監督の言葉より）

<http://www.cine.co.jp/kenpo/about.html>

ジャン・ユンカーマン監督
1952年、米国生まれ。

画家の丸木位里・俊夫妻取材した『劫火・ヒロシマからの旅』（一九八八年）は米国アカデミー賞記録映画部門ノミネート。九一一のテロ後にノーム・チョムスキーにインタヴューした『チョムスキー9・11』（二〇〇二年）は世界十数カ国語に翻訳され、各国で劇場公開された。他に、与那国のカジキ捕りの老漁師を描いた『老人と海』（一九九〇年）、エミー賞受賞作『夢窓の庭との語り』（一九九二年）、長編ドキュメンタリー映画『沖縄うりずんの雨』（二〇一五年など）。

〈インタビューに登場する人びと〉
ジョン・ダワー

一九三八年、米国生まれ。歴史家。日本の戦後史を描いた『敗北を抱きしめて』（若波書店）、『容赦なき戦争』（平凡社）など。

C・ダグラス・ラミス

一九三六年、米国生まれ。作家・政治学者。著書に『ラディカルな日本国憲法』、『経済成長がなければ私たちは豊かになれないのだろうか』（平凡社）など。

日高六郎

一九一七年、中国生まれ。社会学者。著書に『戦後思想を考へる』『私の平和論―戦前から戦後へ』（ともに若波新書）など。

ベアテ・シロタ・ゴードン

一九二三年、オーストリア生まれ。五歳の時家族と来日、少女時代を東京で過ごす。一五歳で単身渡米しミルズカレッジを卒業。一九四五年二月、GHQ民政局に職を得て再来日、憲法草案作成に携

わる。著書に『一九四五のクリスマス』（柏書房）。

チャルマーズ・ジョンソン
一九三一年、米国生まれ。アジア政治学者。元CIA顧問。「日本政策研究所」（JPI）所長。著書に『アメリカ帝国への報復』（集英社）『アメリカ帝国の悲劇』（文藝春秋）など。

ミシエル・キーク

一九四〇年、シリア生まれ。作家、シリアの民主活動家。著書に、『A Passing Peace』『By Will, Not by Destiny』など。

ジョゼーフ・サマーハ

一九四九年、レバノン生まれ。ジャーナリスト。著書に、『A Passing Peace』『By Will, Not by Destiny』など。アラビア語への翻訳書も多数。

班忠義

一九五八年、中国生まれ。作家・映画監督。著書に『曾おぼさんの海』（朝日新聞社）。『チンおぼさんのクニ』（二〇〇〇年）、『Gai Shanxi and Her Sisters』（二〇〇四年）などの記録映画を制作。

申恵琇

一九五〇年生まれ。女性運動のリーダー的存在。韓国挺身隊問題対策協議会・常任共同代表、慶熙（キョンヒ）大学N20大学院・客員教授。

韓洪九

一九五九年、韓国生まれ。歴史学者。聖公会大学人権平和センター所長。著書に『大韓民国史』（邦題『韓洪九の韓国現代

史』）など。

姜萬吉

一九三三年、韓国生まれ。歴史研究者。尚志大学総長、高麗大学名誉教授。現在、韓国と北朝鮮の学術交流において主導的役割を果たす。『分断時代の歴史認識』（学生社）他、多数の著書、論文あり。

ノーム・チョムスキー

一九二八年、米国生まれ。哲学者、言語哲学者、言語学者、社会哲学者、論理学者。マサチューセッツ工科大学教授。著書に『中東虚構の和平』（講談社）、『ミニユファクチャリング・コンセント』（トランスビュー）（二〇〇五年末刊）など。

